

(様式第1号)

平成26年度 第4回芦屋市社会教育委員の会議 会議録

日 時	平成27年1月22日(木) 15:00~17:00
場 所	北館4階 教育委員会室
出席者	議長 安東 由則 副議長 海士 美雪 委員 西田 俊一 委員 野村 克彦 委員 中村 整七 委員 守上 三奈子 委員 往田 純子
欠席者	委員 金木 友子
事務局	社会教育部長 中村 尚代 生涯学習課長 長岡 一美 生涯学習課管理係長 北條 安希 生涯学習課管理係 宇田 明日香
会議の公表	■ 公 開
傍聴者数	0人

1 会議次第

(1) 開会

(2) 議題

ア 平成26年度兵庫県社会教育研究大会について(報告)

イ 平成26年度阪神南地区社会教育委員協議会研修会について(報告)

ウ 社会教育関係団体の新規登録について

エ その他

・芦屋市の社会教育関係団体の制度運用に関する問題点と課題

・研修会のご案内

(3) 閉会

2 提出資料

(1) 次第

(2) 芦屋市社会教育関係団体登録申請要領

(3) 平成26年度芦屋市社会教育関係団体登録申請団体一覧(12月申請分)

(4) 芦屋市社会教育関係団体登録数(H26.12)

- (5) 芦屋市の社会教育関係団体の制度運用に関する問題点と課題
- (6) 2009（平成21）年3月26日開催の社会教育委員の会議で配布された資料
- (7) 社会教育関係団体への研修会（ご案内）
- (8) 阪神北地区社会教育委員協議会第2回研修会（ご案内）

3 審議内容

<安東議長>

今回、私から提案させていただき、議題エの「その他」で社会教育関係団体について
の問題点や課題を整理するとともに、来年度の社会教育委員の会議に向けて一時間程度
の時間を確保して意見交換をしていきたいと思っていますので、ご協力のほどよろしく
お願い致します。

それでは、議題アの平成26年度兵庫県社会教育研究大会についての報告、議題イの
平成26年度阪神南地区社会教育委員協議会研修会についての報告をあわせて事務局か
らお願いいたします。

<事務局：宇田>

議題アの平成26年度兵庫県社会教育研究大会は、平成26年11月12日（水）
11時から15時40分まで兵庫県民会館において行われました。

午前中は神戸大学大学院 人間発達環境学研究科 齋藤誠一准教授から「学校・家庭・
地域の連携協力が育てるもの」と題した講演があり、午後は各分科会に分かれ、阪神南
地区は芦屋市の西田委員より「スポーツで元気なまちづくり～豊かな市民生活・豊かな
まちづくり～」について発表をしていただきました。

議題イの平成26年度阪神南地区社会教育委員協議会研修会は平成26年11月20
日（木）15時30分から17時まで芦屋市役所において、神戸学院大学 人文学部 今
西幸蔵教授から「社会教育委員の役割と今後に期待されること」をテーマにご講演いた
だきました。

今年度は、阪神南地区の事務局が芦屋市ということもあり、社会教育委員の皆さまに
は、色々と役割をお願いすることも多く、ご協力していただきありがとうございます。

<安東議長>

兵庫県社会教育研究大会では、西田委員発表お疲れさました。何かご感想などよろし
いでしょうか。

<西田委員>

僭越ですが、皆さんにご協力をいただいて発表させていただきました。

1月31日（土）に芦屋市のスポーツに関わる関係団体である体育協会、レクリエー

ションスポーツ協会，スポーツ推進委員会，スポーツクラブ21の各代表と教育委員会で，スポーツフォーラムを開催します

兵庫県社会教育研究大会の発表をベースに芦屋市スポーツ文化プラン5カ年計画も合わせて，芦屋市のこれから5年後10年後の地域スポーツをどのように考えるかというテーマで発表をしたいと思っていますので，その辺の報告も次回の会議でさせていただければと思っています。

<安東議長>

はい，よろしくをお願いします。

それでは，議題ウの社会教育関係団体の新規登録について，事務局からお願いいたします。

<事務局：宇田>

お手元の資料「平成26年度芦屋市社会教育関係団体登録申請団体一覧」と「芦屋市社会教育関係団体登録数」をご覧ください。

申請していただいた6団体を説明させていただきます。

◇「恵咲クラブ」は書を通じて会員の芸術への理解と親睦をはかると共に地域との交流を推進し，芸術文化の活性化を目指している団体です。

◇「リフレッシュヨガ」は健康増進とストレスケアを目的とし，ヨガの素晴らしさを地域に広げたいと考えている団体です。

◇「元気っ子 体操クラブ 芦屋」は身体を動かす喜びと強い精神を育み，心身共に成長することを目的とした団体です。

◇「松涛空手道会 松和館」は親睦融和を図り，心身の錬成に寄与することを目的とした団体です。

◇「コーラス「はなみずき」」は健康の増進と親睦を図り，地域の交流を推進し，音楽の楽しさを広げる啓蒙活動をすることを目的とした団体です。

◇「朝日ヶ丘健康麻雀同好会」は心の健康と親睦を図り，地域住民の交流を目的とした団体です。

6団体とも，総会や役員会は開催しておりました。総会資料や役員会資料も拝見をさせていただき，団体の活動が会員の総意で民主的に運営できていることも確認しています。

社会教育関係団体への登録申請理由もお伺いし，社会教育関係団体としての認識も確認させていただきました。

この6団体以外にも相談や申請をしてきた団体はありましたが，お話をさせていただき，要件に達していない団体については，今回申請を受付できなかった団体もあります。

<安東議長>

ありがとうございました。それではただいまの報告からご意見等、ご質問をお願いいたします。

<西田委員>

代表者の名前は把握されていますか。

<事務局：宇田>

代表者の名前は申請書に記載していただいております。

<西田委員>

このあとの議題で社会教育関係団体に関しては色々と話し合うと思いますが、社会教育委員の会議としてどのように評価をするのでしょうか。

前回の時もお伝えしましたが、この会議で審議・議論したことが、事務局を通して教育委員会に伝えられ、最終的には教育委員会で決定することになると思いますが、この会議で審議・議論した意見が教育委員会で通らないのであれば、社会教育委員の会議で話し合っても意味がないように思います。

私自身、知っている団体もありますし、知らない団体もあるのですが、一委員としてどのような発言をしたらよいのでしょうか。

事務局が団体と話をしして申請を受付しているの、基本的には問題がないと判断したらよいのでしょうか。

社会教育委員の会議は決定機関ではないので、前回は団体に対して意見を言わせていただき、最終的に教育委員会で承認されたと思いますが、「社会教育委員が社会教育関係団体の承認をしている」と認識されている教育委員の方もいらっしゃるの、それを考えると、いい加減な発言はできないと思いながら、何も発言しないと「承認をした」と受け止められ、すごく矛盾を感じます。

<海士副議長>

社会教育委員の会議では、社会教育関係団体の承認・不承認を決めるわけではないですが、社会教育委員の意見を事務局がまとめて教育委員会に提案しているので、教育委員会で審議をする際には、社会教育委員の意見を参考にしながら、最終的に団体の承認をどうするかを決められています。社会教育委員の意見は参考意見というか、重要な判断材料になっていると思っています。

<西田委員>

私もそのように思っていたのですが、教育委員と社会教育委員の意見交換会で、ある教

育委員が、「社会教育委員さんが承認したから私たちは承認した。」とおっしゃっていました。

芦屋市の社会教育委員のあり方については、次の議題になりますが、「今までも同じような団体を承認している」と言われると、去年から社会教育委員をさせていただいている私どもには、過去の団体の承認については責任がないように思います。

前日も、私は社会教育関係団体の承認については、納得していません。私が知っている団体で、2つ3つの団体が「本当に芦屋市の社会教育関係団体であるのか」と疑問に思う団体があります。

以前に体育館で、総会や役員会の資料を求めた時に「総会や役員会を行っていない。」と回答していた団体が前回の社会教育関係団体の申請時には、「総会や役員会を行います。」と急に運営を変えている団体もありますので、このような情報は現場から集まっている社会教育委員だからこそ把握できていると思います。そういった意見が大きな参考になっていけばよいのですが、教育委員会では参考になっていないと思います。

<事務局：北條>

西田委員の認識と私の認識が違うかもしれないので、再度確認をさせていただきたいと思っているのですが、前回の社会教育関係団体についての会議では、社会教育委員の皆さまから色々なご意見をいただきました。

ただ、「承認の基準に合う・合わない」というのをどのように判断するかという話になり、例えば、会員の総意で運用しているのかがわからない団体に、その点を確認できるのは「総会資料を出してもらって確認する」という方法でしか客観的に見ることができないという話になりました。

社会教育委員の会議の時点では、総会の資料等は確認できていませんでしたが、資料確認ができたなら教育委員会に社会教育委員の意見を追加資料として提出させていただくということで、社会教育委員の皆さんの同意を得ていたと思います。

教育委員会に提出する前に、社会教育委員の皆さんに報告が漏れていたのは、事務局の不手際だったと思いますが、社会教育委員の会議での意見をもとに団体への確認は行ったので、決して、いただいたご意見に対して何もしていないわけではなく、きちんと反映して手続きを踏ませていただいたと認識しております。

<西田委員>

いえ、私の認識では確認をしないと承認できないから、「もう一度確認してください。」ということで、確認できたからといって、そのまま教育委員会に社会教育委員の意見を提出すると社会教育委員の皆さんは思っていなかったと思います。

少なくとも私は思っていないでした。

<事務局：北條>

そういうことであれば，教育委員会までにもう一度社会教育委員の会議をしないといけなかったと思います。

<西田委員>

そうですね。会議になるか，団体に確認をして，会議をする時間がないということであれば，「確認したところ問題なかった」という事務局の報告が必要だと思います。

先ほど言われたように，教育委員の方は社会教育委員の会議で納得されているとわかってはいます。

<事務局：北條>

確かに事務局からの報告はしてはおりませんが，総会等の資料を確認ができれば教育委員会に提出するという事だったので，提出させていただきました。

<西田委員>

いや，それは違うと思いますね。

確認が取れたら，教育委員会に提出するという念押しはなかったと思います。

社会教育委員の会議では，「このままでは承認できません」とお伝えしていたと思います。

<事務局：北條>

議事録にも掲載させていただいておりますが，先に進めるために，確認をさせていただいたと思います。

<西田委員>

議事録には掲載されていなかったように思います。

ですから，教育委員会で承認された云々ではなく，申請してきた団体が社会教育関係団体の登録証を持っているのを体育館で見て，驚いて生涯学習課に連絡したと思います。

今までも教育委員会で決定してから，社会教育委員の会議で報告があったということも前任者に聞いているので，書類さえ整っていたら承認するとパターン化されているのでしょうか。実際に，団体をどこまで見ることができるかという問題はあります。

今の生涯学習課の皆さんの責任ではなく，ずっとこのような流れできているので，それ以上のことが，今はできていないようにも思います。

そういう意味で，次の議題で安東議長から色々提案があり，歯止めをかけるようにしないといけないのではないかと思います。

<海士副議長>

一応、要領というルールにそって、これをクリアしていれば、まずは事務局として、申請の受付はできますね。

要領すらクリアできていないというか、「申請要件に達していない団体は受け付けていません。」と宇田さんが先ほどおっしゃられていたように、申請を出してきて、事務局が受付をしている団体については、要領は少なくともクリアしています。

社会教育委員の会議で、さらに内容とかも議論をして、「この団体は少しグレーですよ。」とか、「この団体は社会教育関係団体としてどうでしょうか。」というのは、社会教育委員の意見として、事務局から教育委員会に伝えてもらっています。

前回の時は、確か私も北條さんがおっしゃったとおりだと思います。「事務局でもう一度調べてください。」ということは確かに言いました。調べてどうするかというのは、個人的には事務局に任せたくもったので、事務局が調べてくださって、何かあったら社会教育委員に返してくれていたと思うので、調べた結果を報告してもらうことは思っていませんでした。でも、西田委員のご意見もおっしゃるとおりだと思うので、調べた結果を事務局から連絡があれば、丁寧は丁寧ですね。

<西田委員>

前回の事だけではなしに、これから今回の申請を出している団体を審議する中で、事務局に我々の疑問を投げかけ、事務局と教育委員の方がきちんと吟味して責任を持って承認するのであれば問題ないですが、極端な言い方をすれば、教育委員の方は決定権があると権利は主張されるけど、承認の責任は社会教育委員にあると思われている方もいらっしゃると思います。

<海士副議長>

社会教育委員の会議は決定権もないですね。

<西田委員>

決定権がないから、社会教育委員の意見は参考意見になります。教育委員の方が承認についての責任は自分達にあるということに自覚を持っておられたらいいですけど、どうでしょうか。

<事務局：中村>

そういうご意見をいただいているので、今回教育委員会に議案としてあげるにあたっては、今言われたところは、はっきりお伝えした上で、それぞれにいただいたご意見をきちんと文書化させていただいて、判断を仰ごうという風に、事務局の中で話をさせていただいております。

<西田委員>

前回の時にもお伝えしましたが、承認された社会教育関係団体の中で、体育館の使用料の減免を目的に、社会教育関係団体の承認をされるように事前に代表者を変えるという団体がありました。悪く言うと、社会教育関係団体の申請が通るように組織を変えられた団体があります。社会教育委員には決定権がないので、こういった団体でも教育委員の方が「社会教育関係団体」とおっしゃられるのであればよいですが、そういった事を知っておられるのかなと思います。社会教育委員の会議で私が言ったことや他の社会教育委員の皆さんが言ったことは、当然、教育委員会で報告されていると思うので、それでも、そういった団体を社会教育関係団体として承認する教育委員会ってどうなのでしょう。か。

<事務局：長岡>

そこはちょっと難しいところだと思うのですが、代表者の方を変えるっていうのが、必ずしもいけないとは言えません。その意図がどこにあったかということが、想像することはできますが、決定的な理由と判断できないので、「限りなくグレー」に、とどまってしまうというところではないかと思います。

<安東議長>

この要領に従っておれば、社会教育関係団体の承認をせざるを得ないということですよ。ね。

<西田委員>

そこは、いわゆる団体さんのモラルの問題だと思います。実際、体育館を指定管理させてもらっている団体の代表でもあるので、現場から届く色々な話を聞き、正直者が馬鹿を見る芦屋市でよいのかと思うのです。

そういう意味で我々の社会教育委員の会議で、そういう団体をくい止めたいという想いがあります。書類が揃っているから承認するという決定機関の教育委員会であれば、非常に情けない教育委員会だと思います。今まで、そのように承認していたのかもしれませんが、そろそろ変えていってもよいと思います。今まで携わっている中で、グレーより限りなく黒に近い団体も登録しています。今まで登録してきた団体も含めて一から見直しをしていくべきではないでしょうか。

<事務局：北條>

ちょうど一斉更新の時期が次の6月になりますので、その時は、今、登録をしている団体も改めて登録申請をいただきますから、少なくとも3年ごとに洗い直しをしてきています。

<西田委員>

この前もお伝えしましたが、洗い直しは3年ごとですけど、団体としての活動が社会教育関係団体ではないと把握できた時に、今までの団体と同じように扱いながら、申請を提出してもらおうというそんな作業でよいのでしょうか。

<事務局：北條>

西田委員のおっしゃっていることはよくわかりますが、ずっとお伝えしていますように、今ある基準に基づいて審査をしていますから、基準に合うか合わないでしか、判断できるところがない状態です。感覚で「おかしい」というのは、「承認しない」と団体に通知をした時に対応ができないので、団体がグレーであれば、説明できるような基準を新しく決めていく他ないと考えます。

<西田委員>

グレーだから落としているわけではなく、私としては黒だと言っているのです。それだったら、社会教育委員の会議をしなくても、事務局で書類を確認できればよいわけです。社会教育委員が存在するのは、皆さんが地域に属して活動をして、現場がわかっているから、どこまで見えているかわからないですけど、書類以外のところが見えているわけです。それぞれに意見を持っておられ、活動を肌で感じていたりするので、反対に言うと書類が整っていないくても、承認する団体があってもいいと思います。

<事務局：北條>

相談のあった団体に対しては申請書の書き方等、助言しています。

<西田委員>

結局、書類さえ揃っていたら、承認せざるを得ないということは、社会教育委員の会議で審議する必要がないと思います。

<事務局：北條>

要領にない基準で承認をしないということではできません。

<西田委員>

だから、要領を基準にしなかったらいいじゃないですか。今までこのような流れで、きているのは、要領にそって全部承認してきたから、こんな結果になっているわけです。

<事務局：北條>

書類には掲載されていないけど、団体の活動をご存知で、ここが問題だというのが、

はっきり把握できることがあれば、「不承認」とできるとは思います。

<西田委員>

実際、社会教育委員の意見で事務局はどこまで動いてくれますか。

例えば、申請書で市内と市外の会員の人数を記載していると思うので、毎日活動している場所に行って、事務局が人数をカウントしてくれるなら、私が把握できている黒の団体もお伝えします。

<事務局：北條>

市民かどうかを確認するためには例えば住民票とかそういうものでしょうか。

<西田委員>

どこに住んでいるか聞いてもよいと思います。

活動している会員の中には社会教育関係団体について知らない人もいると思います。

<事務局：北條>

必要であったらそういったこともやるかもしれません。

<西田委員>

そこまで言われるのでしたら、必要あると思いませんか。

<事務局：長岡>

全部の団体に確認することはできません。

<西田委員>

物理的にできないわけでしょ。できないってことはやらないってことですよね。我々がお伝えしたことで事務局が調べてくれるなら、集まって話をする意味があると思いますが、結局、書類で判断するというのであれば、我々がしていることは、単に集まっているだけで、一生懸命話をしても時間の無駄だと思います。

結局、会員の住所も書類で判断するわけですよね。

<事務局：北條>

そうですね。会員名簿を提出してもらっています。

<西田委員>

その団体に市外の方がたくさんいらっしゃる可能性もあるわけですよね。

<事務局：北條>

可能性の問題を言われると辛いですけど…。

<西田委員>

可能性ではなく、市外の方がたくさんいらっしゃるわけです。知っているからお伝えしているのです。社会教育委員が色々なところから集まっているのはそういった意見をお伝えするためですよ。

知らなかったら承認できますが、団体の活動を把握していて、知っているのにも関わらず承認なんてできないでしょう。

<事務局：長岡>

知っている団体と知らない団体があるわけですね。

知っているから、その団体は承認できないというのは問題になると思います。

<西田委員>

そんな事を言っていると、何にもできないでしょう。

私が知っている情報もあれば、守上委員が知っているという情報もあったりして、100%に近い情報を知りながらも書類が揃っていると団体の承認を行うのはおかしいと思います。事務局と一般市民が考えていることに大きなギャップを感じます。

<海士副議長>

社会教育委員の会議で、例えば、「少し自分の目で見えているところでやっぱりおかしい」とか「自分が直接関わっているところで、こういうことを聞いた」と意見を言えば、ヒアリングに行ったりして事務局は調べてくださいますよね。前回は、ヒアリングの結果がうまく伝わらなかったということはありますが、社会教育委員の会議で出た意見を無視していることではなく、調べ方が十分かということは別問題として事務局は調べてくださっていると思います。

<西田委員>

「調べられない」って言っているということは、「調べない」ということですよ。

<海士副議長>

そんなことはないですよ。

<事務局：北條>

例えば、社会教育委員の会議で「市外の会員の人数がおかしい。」と意見が出て、団体

にその意見をお伝えして「提出されている名簿がすべてですか。」と確認した時に「名簿が会員すべてです。」と言われると、それ以上のことを調べることはできないと思います。

<西田委員>

そうですね。今、調べられているのはそういうことでしょうか。そこまで終わっているところに問題があると思います。

<事務局：北條>

団体の申告を無視するわけにはいかないと思います。

<西田委員>

だから、それをおかしいと思わない事務局にどれだけ話をしても仕方がなく、時間の無駄だと言っているのです。

<事務局：中村>

皆さんはどう思われますか。

<海士副議長>

守上委員は現場をよく知っていらっしゃるのでしょうか。
例えば、申請されているような内容と違う団体はありますか。

<守上委員>

やはり、形を整えようと思って、何とかしようという動きは多分あるのだろうとは思いますが、ある程度基準というものを決め、それをクリアされたら教育委員会側としては承認せざるを得ないので、西田委員のような考えを通すのであれば、細かい網をかけるような基準を考えないと変わらないと思います。

<西田委員>

基準を変えるとと言っても、基準に合うように書類を出しているだけでよいのかということが問題です。

基準に合うように書類を出している団体に「記載内容に間違いはないですか。」と質問して「間違いあります。」と答える人はいないと思います。書類を出している人が基準を知らなくて、事務局の説明を聞いて、「間違っています。」という流れになることはあるかもしれませんが…。

だから、基準を変えるという話をしているわけではなく「正直者は馬鹿を見る世の中になっただけいいのですか。」と何度もお伝えしているのです。

<野村委員>

やはり申請団体に対する基準は平等でないといけませんね。私的な基準が入ると行政は問題です。そうすると、具体的な話として、基準そのものが今の世の中の団体と違ってきているというところがあったら基準を変更し、具体的にこの団体が本当は黒だという団体があれば、それを1つの基準にして、みんなに通用するような基準を作ったら、それも再発しない1つの基準になる。

私は基準を作っていくというのは非常に大事な事で、大きな役割の一つじゃないかなと思います。

すべての団体を綺麗にクリアにするということは、非常に難しいですから、いかに少なくしていくか…という努力をすべきじゃないかと思います。

委員の皆さんがおかしいと思うところを聞いて、共通項があったらそれを基準化して、漏れないような努力をしていったらどうでしょうか。

<西田委員>

先ほどもお伝えしたように、基準に関しては異論を持ってないです。

<野村委員>

「対応される時にもっとこういう部分を突っ込まれたらどうですか。」とかは、あると思います。細かく言えば。その辺の事を具体的に議論していったらどうかと思います。具体的な話をしないとなかなか話は進まないと思います。

<西田委員>

基準も変えた方がよいと思いますが、基準を変えても、申請書を基準に合わせて作ってこられたらどうしようもできないという現実をどうするかっていうのが問題だと思います。

<野村委員>

掛け合いになります、それにしても基準を見直していかないと…。

<西田委員>

基準が公平にあるべきだとは思いますが。

<海士副議長>

基準と、実際の申請とはいちごっこになりますから、基準を決めても抜け道も裏道はあるし、モラルの問題なので、何を期待して何を信じるかということになってしまいます。もし、細かいところまで決めてしまっても、まだ100%にはならないと思います。

「正直者が馬鹿を見るのか。」と言われたら、何とも言えませんが、できるだけそれはないようにしていかないといけないので、例えば、「やっぱりこの団体は、こういう点でグレーです。黒です。」という意見が出てくれば、それは私たちの中で基準を検討しようということになると思います。

残念ながら、モラルにのっとっていない団体は、どれだけ基準を作っても、うまくすり抜けていってしまう団体なので、基準で100%の団体を網羅するというのは難しいと思います。

<西田委員>

先ほど私の意見は否定されましたけど、モラルの部分でいうと逆は許せるけど、その逆は許せないと思っています。基準を少々間違っているけど、役人としては申請を受付できないというのはわかりますが、人間としてはそっちの方が許せます。

今回の申請団体の中にも、前回の申請に間に合わず、今回の申請に基準を合わせてきた団体が2団体くらいあると思います。そういった行為があるにも関わらず、基準に達しているから、教育委員会で承認せざるを得ないということであれば、私たちが社会教育委員の会議で時間を割いても無駄であるし、平行線だと思います。

<海士副議長>

無駄なことはないと思います。

理想的な考えとしては、社会教育関係団体として活動していきたいのであれば、社会教育委員からの意見を自分たちのグループのスキルアップのために受け止めてもらいたいと思っています。

現実としては、申請を通すだけのために、団体の組織やスタイルを考え直して終わってしまっているのでしょうか。

<野村委員>

実際の運用とは異なり、社会教育関係団体に承認してもらうために書類を整えて提出してきたと思う団体には、団体の活動を見に行き確認をして、実態は違うと証明し、その様子を他の団体にも見せ、社会教育関係団体の認識をさせていくことも大切だと思います。どんな法律だって、漏れることもあるし、いたちごっこです。

<事務局：中村>

前回の申請の時も、事務局が足を運んで、団体の活動を見学したり、芦屋市が求める社会教育関係団体はどういった団体かという話を何度も話をしているので、少なくとも団体にも芦屋市は実際に調べにくるという意識を持っていただけたと思います。

そういった意味でも、社会教育委員の皆さんから意見をいただいていることには意味があるように思います。

<西田委員>

前回、事務局が足を運んでいただいたことで、他の団体にも「社会教育関係団体として襟を正さないといけない。」と認識してもらえたらよかったです。実際のところ「あの団体が社会教育関係団体に承認されているのだから、芦屋市の社会教育関係団体に登録するのは意味がない。」という声も挙がっています。

善意がある人は大丈夫ですが、申請が通るように申請書を出す方は、ガードを固めているので、突っ込んで団体に絡んで調査をしないと駄目だと思います。

施設を使わさないとかではなく、私は以前に、「どこから来たの。」とか「どこの小学校に通っているの。」と子供達に質問をしたことがあり、申請の人数とは異なる市外の方の多さに驚きました。そういったことは、事務局でされていないですよ。

<事務局：北條>

それを確認するなら、団体の方全員に集合していただいて確認しないといけないと思います。

<西田委員>

その理論が違うと言っているのです。

例えば、名簿の中で会員が20人と記載があり、市外が5人だったとします。10人に声をかけて、10人が市外の方だったら、申請と異なることがわかるじゃないですか。そういう確認の仕方も一つの方法としてあるでしょう。

<事務局：北條>

おっしゃられたような形でいかに防ぐのかということ、この会議でご意見をいただければ、次回に反映していけると思うので「できない」ではなく、どうしていくのがよいのかを考えていただければ有難いと思います。

<西田委員>

例えば、「松涛空手道会 松和館」だったら、市外の方は2名と申請しているのですから、確認しに行って、2名以上市外の方がいらっしゃれば申請と異なるでしょう。

<事務局：北條>

そうですね。

<西田委員>

「元気っ子 体操クラブ 芦屋」は市外の方は12名と申請しているので、確認をして市内の方が休んでいたとしても、市外の方が20名いらっしゃったら申請と異なると言えるでしょう。

<事務局：長岡>

市外の会員の人数が増えたと言われるかもしれませんね。

<西田委員>

そうやって言われると、何も意見を言えないじゃないですか。

以前、お調べした時には、体育館の登録団体の中で、「元気っ子 体操クラブ 芦屋」は市外の方は0人と申請していたのです。社会教育関係団体の申請では把握できないかもしれませんが、社会教育関係団体は、市内と市外の割合で基準が定められているので、市内の方の架空の名簿を借りるのではなく、市外の方を名簿に載せていない団体が実際問題多いということ現場からの意見として前回もお伝えしていると思います。

<事務局：北條>

その問題を防ぐために、現地調査に行くにしても、いかにすればチェックの方法が有効であるかということをご意見いただきたいと思います。

<安東議長>

今、話している内容は議題4で話をさせていただくとして、時間の都合上、議題3について意見をまとめていきたいのですが、今回申請を出している6団体について、何かご意見や質問はございますか。

<西田委員>

私の意見としては、体育館・青少年センターを使用しているほとんどの文化教室の団体については、講師が主として活動をしているので、社会教育関係団体の申請を通すためだけに、代表者を講師以外の方で申請しているように思います。

「元気っ子 体操クラブ 芦屋」については、西宮や神戸でも活動を行っていて、芦屋の子も一緒になって活動をしているので、シェアがどれだけあるのかはわかりませんが、市内の子どもは少ないように思います。

<守上委員>

月額の手費がそれほど高くなくても、会員数が多くなると講師の手金も増えることになるので講師の手金で判断していくことは難しいでしょうか。手金で生計を立てているようであれば、社会教育関係団体にはふさわしくないように思います。

<西田委員>

スポーツの世界では、専門の指導者が必要で、例えば、大阪市の中学校で部活動の講師を外部から呼んでいます。

日本体育協会も含め、「指導者の社会的保障をしましょう」という方向で考えているので、講師が謝金で生計を立てることは問題がないように思います。

<中村委員>

先ほどから団体の判断が「グレー」となっているのは、月額の手費について登録の要件に明確に記載されていないからではないでしょうか。

月謝となると私塾や文化教室となり、社会教育関係団体としての登録はできないとなっていますが、「元気っ子 体操クラブ 芦屋」については、活動自体はよいと思います。学校のスポーツクラブ21の活動に置き換えると月額3,800円では入れないと思います。無料で学校を使用するので、金額から判断すると月謝という扱いになってしまうように思います。

<西田委員>

兵庫県のスポートクラブ21に関しては、「月謝をとりなさい」と言われていて、学校を開放した中で、指導者を外部から呼んで来て、謝金を払ってもよいとなっています。

<中村委員>

500円とか1,000円という形で、もちろん謝金を払うことはよいことです。

<西田委員>

スポーツの世界では、指導者が安定して社会的保障ができないため、謝金が安すぎると問題になっています。

社会教育関係団体と塾が違うのは、役員や会員で講師を決めて外部から呼んでくるということであり、役員が対価をもらわないという部分が大きなポイントだと思います。

私はサッカー協会の会長をしていて、協会の事で色々動いていますが、そこから一切お金をもらっていないので、芦屋市の社会教育関係団体の基準にはあてはまると思いますが、日本サッカー協会は会長以下職員は有償で仕事をしているので、芦屋市の社会教育関係団体の基準にはそぐわないですね。

<事務局：中村>

前回の登録の時も、その部分を強調して、団体の主になっている方が講師の方になっていないかという点を確認しています。「ずる賢い団体については、網の目をくぐり抜けて申請が通るように変更している」といったご意見もあるかとは思いますが、いただいたご意見については、事務局の方もそれを加味した今までよりもワンランクアップしたチェック方法で活用させていただいています。物足りないと思われるかもしれませんが、そういった蓄積が繋がっていくように思います。

先ほども、月額の手費について「線を引いてみたらどうか」というご意見がありました
が、「線を引けない世界もある」というご意見も出ました。色々な意見を盛り込みながら、
基準をどのようにしていくかという方法でしか進めていけないのかなと思います。

<西田委員>

時代とともに団体の活動内容も変化するため、申請のあった社会教育関係団体につ
いて意見を述べる前に、次の議題でもありますように、我々、社会教育委員が芦屋市の社
会教育関係団体について、きちんと把握しておかないと同じ認識で判断できないように
思います。

<安東議長>

団体から会計報告は受けるわけですね。

<事務局：北條>

収支決算報告は、提出資料の中に入っています。

<事務局：宇田>

今回、配布させていただいた資料の中に「社会教育関係団体への登録理由」を記載さ
せていただいているのですが、本来の申請書には記載していただく箇所はございません。

前回の登録時に社会教育委員の皆さまから「減免を理由に申請している団体が多いの
ではないか。」とご意見をいただきましたので、今回も、まずその点を団体へ確認させて
いただきました。ですから、社会教育委員の皆さんがおっしゃっていただいた意見を参考
にさせていただき、すぐに取り入れることができる事につきましては、対応させていた
だいております。

今回、申請のあった団体については、承認されると3月1日から芦屋市の社会教育関
係団体として登録されるわけですが、これからの流れとしまして、2月6日の教育委員
会に議案としてあげさせていただきます。

前回の時は、事務局の報告の不手際もあり、社会教育委員さんと教育委員さんとの間
で認識のズレが生じてしまったので、今回はそういったことがないように防ぎたいと思
っているのですが、社会教育委員の皆さまに意見としては、どのようにまとめさせてい
ただいたらよいでしょうか。

<安東議長>

そうですね。その部分は一致させておかないといけないですね。

社会教育委員の意見として、こういった形で教育委員会にあげさせていただきますよ
うか。

<野村委員>

例えば、「元気っ子 体操クラブ 芦屋」は設立が平成11年と記載されていますが、代表者は変更されていていっているのでしょうか。

収支報告書の中で誰にお金を払ったかという講師名も記載されているのでしょうか。

<事務局：宇田>

現在の代表者は把握していますが、設立から今までの代表者については把握できていません。

<野村委員>

一つの団体として、順調にいったおれば、代表者も互選により選ばれていると思いますので、そういったことも申請書で確認できるのかと思ひまして…。一人の代表者に収入が全部渡ってしまっているのが一番問題だと思います。

講師は何名かいらっしゃいますか。それとも、一人の方が講師になり謝金を受け取っていますか。

<事務局：宇田>

講師は6名とお聞きしております。

<野村委員>

講師謝金は分散されているのですね。そうすると謝金だけで生計は立てられませんね。

<西田委員>

かなり大きな体操教室で、芦屋以外に教室を持たれています。

<野村委員>

そうですか。企業体になっている可能性もあるわけですね。

<西田委員>

代表者は神戸の東灘の方ですか。

<事務局：宇田>

いえ、申請書では違います。

<西田委員>

代表者は変わっていますね。

個人的には、指定管理をさせていただいている身分なので、情報を漏らすというのは問題なのか、同じ教育委員会なので情報を共有した方がよいのか、判断に迷うところですが、前回承認された英語の教室と今回申請されてきている団体の一つが指定管理者の立場からみると、昔から一番ややこしい団体だと思っているので、文化教室とスポーツの代表格である両方の団体がこのままでは芦屋市の社会教育関係団体として認められるので危惧する部分があります。

<事務局：宇田>

問題としている内容はこういったものなのでしょうか。

<西田委員>

調べる方法がないと言われてしまわれるとどうしようもないですが、申請はきちんとされていると思いますが、実態は社会教育関係団体の基準とほとんど合っていないように思います。

<事務局：宇田>

実態と違うというところは、例えばこういったところでしょうか。

<西田委員>

代表者も違うと思います。

<野村委員>

何のために代表者を変えられているのでしょうか。

<西田委員>

代表者が謝金をもらっているから、申請を通すために代表者を変えていると思います。保護者の方に代表者になってもらうのも一つの手法だと思います。

<野村委員>

そうなってくると、代表者が申請書と実態が疑われる場合に、オープンにはせずに個別に代表者の収入を把握することは可能でしょうか。

<西田委員>

体育館・青少年センターは営利目的では使用できないため、社会教育関係団体として登録されると「営利目的ではない」と認められることになるので、減免プラス施設を使用できるようになるのです。

<海士副議長>

登録理由のところ、施設が減免になるからというのはこの団体も記載されていないようですが、集めた会費は自分たちの財源でもあるので、登録する理由の一つとして減免を理由にしても問題はないですけどね。登録理由をみると、とても社会教育関係団体らしい理由を言われている団体もありますし、社会教育関係団体にならなくてもそういった活動はできると思う団体もあります。

しかし、実態をよく知らないだけかもしれませんが、今回申請されてきている団体を一覧で拝見させていただくと問題は見えないですね。

教育委員会に社会教育委員の意見としてあげる時はこの一覧に意見を追加するような形になりますか。

<事務局：長岡>

様式は決まっていないので、一覧に追加することも可能ですし、別表でつけることも可能です。

<海士副議長>

教育委員の皆さんは、一覧をご覧になると、社会教育委員の意見を見ながら判断されるわけですね。

<事務局：中村>

西田委員が先ほどおっしゃられた「代表者が申請と実態と異なる」と言われた点については、教育委員会から、事務局に実際のところどうなっているのかと確認されると思いますので、どのようにお調べさせていただいたらよいかご意見をいただけたら有難いです。

<安東議長>

今、証拠を出すのはなかなか難しいので、社会教育委員からは、これからの継続課題として要領の見直しも含め、意見が出たということを経済委員会でお伝えしていただくことでいかがでしょうか。

<西田委員>

私、個人としては手を挙げて賛成したとは言ってほしくないですが、全体として不承認とは言えないので、今日の議事録を教育委員さんに見てもらってはどうか。議事録を見てもらって、最終的に教育委員会で決定してもらったらよいと思います。

<海士副議長>

議事録には最終的に一般にも公開されるものですが、今度の教育委員会までに議事録を間に合わすことは可能でしょうか。

<事務局：宇田>

教育委員会に議事録を提出することになると、来週の木曜日までに議事録を作成させていただき、社会教育委員の皆さんに確認を終えていただかなければなりません。

<西田委員>

教育委員会はどのように判断されるのでしょうか。

社会教育委員の意見を事務局から報告され、その内容だけで判断されるのでしょうか。

教育委員会の中では教育委員は議論されないのでしょうか。教育委員が自分たちで調べて判断されてもよいかと思います。結局、わずかな時間の教育委員会で簡単に決まってしまうわけです。そうなってくると、この会で一生懸命話をしても意味がないでしょう。基準もなく、安東議長がおっしゃられたように堂々巡りになるだけなので「今までのとおり反対できる理由もない。」と意見をおさめるしかないですよ。

普通の会社だったら、こんな状態では意見はおさまらないですよ。

<事務局：中村>

教育委員会に提出する資料については、事務局側が社会教育委員の皆さまからいただいた意見をふまえた上で、調べることは調べて、内容を精査して、提出するというのが前提となっていますので、そのために社会教育委員の皆さまからご意見をいただき、調査が足りないという部分につきましては努力をさせていただきます、教育委員会へ資料を提出させていただきます。教育委員会では、事務局を信頼していただいた上で審査をしていただく形になっているので、短い時間ではありますが、資料を見ていただき、質問があれば、事務局で返答するという流れになります。

<安東議長>

今回はそれでよろしいでしょうか。

<事務局：長岡>

教育委員会に提出する資料につきましては、今回は追記はいらぬということでもよろしいでしょうか。教育委員会で私が口頭で説明することになるのですが、社会教育委員の皆さまの意見としては、実際の実態とは異なると思われる団体もあるけれど、審査の基準となる要領に照らし合わせた時に、そういった部分を証明することができないので、今回の申請団体については、「教育委員会で判断されることに合意をされた」ということ

でよろしいでしょうか。

<安東議長>

次年度に向けて社会教育関係団体の制度についても考え直す課題があり、精査していきたいということも伝えてください。

<守上委員>

「元気っ子 体操クラブ 芦屋」については、他の教室もあるということを意見として付け加えられたらどうでしょうか。

<事務局：長岡>

色々な団体があつて、他でも〇〇支部といったような上位支部があり、団体の活動は費用をとっているわけでもなく、社会教育活動をしている団体もあります。

例えば、経営者が一人で会社のように全部の教室を運営されていることが、証明できれば、明らかに社会教育関係団体としての登録はできませんが、今は証明することができないので、難しいですね。教室の名前はすべて一緒ですか。

<西田委員>

教室の名前は違います。教室の代表者は同じだと思いますが、今、聞いている限りでは申請は異なっているようですね。芦屋の方が代表でしょうか。

<事務局：宇田>

先ほど、「神戸の東灘の方が代表ですか。」とご質問いただきましたが、申請していた代表は神戸市の方でも芦屋の方でもありません。

<西田委員>

代表者は女性の方ですね。

<事務局：宇田>

はい、そうです。

もう一点だけ確認させていただきたいのですが、教育委員会は2月6日に開催されるので、翌週になると思いますが、教育委員会開催後に結果を社会教育委員の皆さまにお伝えする形でよろしいでしょうか。

<海士副議長>

今回は社会教育委員の意見として調べてほしい点はなかったので、調べた結果を教育

委員会の前に報告してもらおうという手順はありません。

教育委員会の正式な議事録ができる前に、教育委員会の中で意見が出れば、聞き取った内容を簡単でいいので結果と一緒に教えていただきたいと思います。

<西田委員>

一市民として教育委員会の議事録はHPに公開されるのは遅いと思います。

<事務局：宇田>

以前にも西田委員からご指摘いただいたので、教育委員会の議事録を作成している管理課にその旨をお伝えしましたが、社会教育委員の会議は附属機関であるため、会議が開催されてから、一ヶ月以内に議事録を公開しないといけないと定められています。

教育委員会は附属機関ではないため、議事録を公開するのに期限は設けられていません。公開されるまでにあまりにも時間がかかると、教育委員会の審議内容を確認したい時に傍聴以外に方法がなくなってしまうので、管理課には、議事録をなるべく早くあげてほしいとご意見があった旨再度お伝えさせていただきます。

<野村委員>

どう表現したらよいかわからないのですが、関連団体があるかどうか確認するのはどうでしょうか。企業的な活動をされているのではないかと懸念する団体があるので、受付の際に確認するか、申請書の一項目に追加してみてもどうでしょうか。

<安東議長>

野村委員の意見も踏まえて、議題エの「芦屋市の社会教育関係団体の制度運用に関する問題点と課題について」話し合っていきたいと思います。

事務局から事前に資料が送付されていると思いますが、私は委員の年数も長いので、たたき台として、資料を作成させていただきました。

今回、欠席されている金木委員からもご意見をいただいているとのことですので、事務局より報告をお願いできますか。

<事務局：宇田>

金木委員から、安東議長の資料を呼んで共感したということで、社会教育関係団体の登録や補助金の基準の見直しは必要じゃないかということ、学校支援ボランティアコーディネーターとして活動していく中で、学校教育と社会教育の連携ができていないと感じ、保護者や地域が頑張っても学校現場では、意味や重要性をまだまだ理解されていないような気がします。学校や先生方がどれほど忙しいかということは、PTAを通してわかっているつもりですが、未来の社会を担う子どもたちを私たち大人がどう育

てていくか、その為には何が必要かを考えていきたい。とおっしゃられていました。

<安東議長>

ありがとうございました。資料の前半には、現状や経緯、芦屋の特徴を記載しております。後半には問題と課題について記載しております。

一番はじめの課題としましては「社会教育委員の会議」が何をすべきところなのか大きく悩むところです。他の市であれば、答申を作っているところもあります。長年、社会教育委員をしています。答申を作った記憶もなく、上からの諮問も何もこない中で、社会教育委員の会議がこのままでよいのかという思いがあります。

二番目につきましては、社会教育関係団体の登録のことです。基準につきましては、本日の会議でも話し合っているように、色々な課題や問題点があります。2009年の古い資料となりますが、西宮市や川西市というのは社会教育関係団体というのが非常に少なく公民館登録団体で減免の審査などを行っているのです。芦屋市は他の市と構造が異なるということもあります。芦屋市は公民館も一つしかないのです。人口も加味しながら、どのような形で私たちが議論していかないといけないのかを考えていきたいと思っています。

次は補助金、その次には、教育委員会の事を挙げさせていただいておりますが、一番と二番の課題が密接に繋がっていますので、委員の皆さんからご自由な意見をお願いして、次年度の取り組みの参考にさせていただきたいと思っております。

<海士副議長>

私たちが毎回の会議の中で口頭で発言していることを議長が文書で明文化してくださったので、一委員としての意見と議長はおっしゃられていますが、一委員の思案ではなく、社会教育委員の会議の中の共通した認識として残したいと思っています。

中身に対して、委員の皆さんがどう思われているか意見をお聞きしたいと思います。

私自身は最終的にこの文書をどのように活用していくかという課題はありますが、内容的には色々な問題点が組み込まれていると思っています。

<西田委員>

事務局は規則重視だと思うのですが、安東議長がまとめてくださったことについては、社会教育委員だからこそ問題として挙げるができると思っています。

公民館もそうですが、体育館も芦屋には一つしかありません。先ほども団体が芦屋市以外にも教室があるのはどのように判断するかという意見が出ていましたが、サッカー協会は上部団体に兵庫県サッカー協会があり日本サッカー協会があるのですが、企業としてやっているわけではなく、それぞれ公共性の競技協会として活動しています。芦屋という狭いまちで、色々なスポーツ団体がそれぞれ活動しているわけですが、体操協会

は休部状態で芦屋市には存在していません。「元気っ子 体操クラブ 芦屋」が1つのクラブとして公共性のある活動をしていただけるなら、普及に繋がると思います。

スポーツに対する謝金の考え方については、ここ10年で大きく変わってきてTO TOの助成金や、体育協会が行っている地域への指導者の派遣などについては「社会的保障をしましょう。」とされています。子供たちにおいては、ボランティアコーチでは限界があり、学校の先生と同じようにスポーツの指導においても専門的な知識がある指導者が必要です。中学校のクラブ活動においても、転勤等で急に顧問がいなくならないように継続的な指導者の派遣を行っていきたくて考えております。

基準があつてルールもあると思うのですが、時代の流れで社会教育の在り方も変わってきていると思います。社会教育委員や生涯学習課の職員も含めてもう一度考えていく必要があると思います。

社会教育関係団体が増えすぎているのも問題であり、私が実際に肌でギャップを感じているのは、社会教育関係団体の要領のフィルターにひっかからず、社会教育関係団体としての登録はされているが、申請書に記載している内容と団体の活動実態が違うことです。公共性のある団体であれば、代表者のエゴだけで運営するのではなく、同じ活動をしている団体と協力して、狭い施設を共有することや良い指導者がいるのであれば、小中学校で指導してもらうこともできると思います。そういった観点から団体を整理して社会教育関係団体の数を減らしていくことも可能だと思います。

<往田委員>

私も社会教育委員になって一年ですが、安東議長がまとめてくださった文書は問題が整理され、はっきり明文化されていたので、共感できる点はたくさんありました。

実態を知らない立場から意見を言わせていただくと、社会教育関係団体は芦屋市における社会教育活動を活発にするため、活動の支援や社会教育関係団体相互の情報交換を支援することを目的とされています。

申請される団体も目的に沿うような要領に合わせて申請をされているので、社会教育関係団体として「申請を認めない」ということにならないと思います。

この状態でいきますと、社会教育関係団体の数字が342団体になるということで、社会教育委員の会議としては、この数字を増やしたいのかストップをかけたいのか、チェック体制を見直すというのは一つの案だと思いますが、線引きを具体的に出すということが求められるのではないのでしょうか。

<西田委員>

芦屋市には社会教育関係団体がこんなにたくさんあるのであれば、学校体育で補えていないことや放課後の居場所についてもこの団体が引き受けることが可能ではないでしょうか。社会教育関係団体の実態は、結局のところ自分たちの活動しかしていないわけ

です。芦屋市における社会教育活動を活発にすることを目的とし、その活動ができてい
るからこそ、活動の支援として施設の減免が受けることができているので、そろそろ整
理していかないと、自分たちの活動を楽しんでいるだけの団体が増えていくだけだと思
います。

<野村委員>

社会教育関係団体に減免措置をしています。全体のどのくらいの割合で社会教育関
係団体が施設を使用しているのでしょうか。

<事務局：宇田>

市民センターについてしか把握できていませんが、登録団体が使用しているのは全体
の3割程度です。

<野村委員>

もう少し割合が多いかと思いましたが、まだまだ色々な諸活動は行われているという
ことですね。

<海士副議長>

公民館の登録団体も減免を受けられるのでしょうか。

<事務局：長岡>

芦屋市は公民館登録団体ではなく、市民センター指定団体があり、同じように減免を
受けることができます。

<海士副議長>

市民センター指定団体と社会教育関係団体は別ということでしょうか。

<事務局：長岡>

はい、異なります。

<野村委員>

活動の内容に関しては、行政の方でコントロールされていませんよね。

基準に合えば登録団体として認めていると思うので、芦屋市の行政の大きな動きと合
致して「この分野については、芦屋市として積極的に取り組んでいきましょう。」と方向
性を示していくと、別の基準を作ることができるので、落としていくことも可能になっ
てくると思います。

<事務局：長岡>

市の立場として考えると、社会教育関係の数が多くことは問題としていません。数が多くことは、活発に活動をされていると喜ばしいことと判断します。

皆さん同じことを思われていると思いますが、実際に社会教育関係団体の趣旨に合っている団体に対しては、どれだけ団体の数が増えたとしても支援していきたいと考えられていると思います。社会教育関係団体の趣旨に合っていない団体にも関わらず、申請が通り、活動を支援されているということが問題だということですよ。

<野村委員>

門戸を広げて、今の基準を照らし合わせて、実態が違う団体は社会教育関係団体から排除していく。社会教育関係団体の基準に合う団体は活発に活動してもらい、その中でも、今、芦屋市の中で「こういう対象の活動の団体が増えてほしい」というものがあるのであれば、そういう部分を取り入れていくのはどうでしょうか。

ベースは今のままでよいとは思いますが、行政の具現化するさきみずになる要素になると思います。例えば、子どもを産んで育てやすくできるような活動をしている団体には、3割減免のところを4割減免にするといった方法も1つの考え方だと思います。

<西田委員>

以前もお話にありましたが、社会教育関係団体の活動すべてが、社会教育に関わるものではないと思います。例えば、NPO法人であれば活動の中に一部営利活動をしている活動もあります。社会教育関係団体の中で、芦屋市が定めている社会教育活動を行っているのであれば、その部分に対しては減免を適用するのはよいと思います。問題は、普段自分達の好きな活動をしているだけにも関わらず、社会教育関係団体の事業報告に記載できるような社会教育関係団体の活動を年数回して減免を受けている団体です。社会教育関係団体に登録された時点で芦屋市は既得権を与えているわけですから、事業仕分をしていくべきではないでしょうか。

<事務局：中村>

申請書を受付するには登録ベースは必要だと思いますので、登録ベースがあった上で、事業によって減免をするかしないかを決めていくということでしょうか。

<西田委員>

あとから減免するとなると制度的には難しいとは思いますが。

他市に合わせる必要はないですが、芦屋市は1年以上の活動をすれば、社会教育関係団体の申請ができます。サッカー協会で聞いてみると、西宮サッカー協会であれば、協会が統括して主となって活動していますが、芦屋市の場合は、協会やその傘下にある加

盟団体までも社会教育関係団体に入ってしまったています。

<海士副議長>

間違いやすいですが，社会教育関係団体と登録団体とは意味が違ってきます。

社会教育関係団体が登録をする時に登録をする基準など私たちがどのように考えていくかというのは1つの問題だと思います。

先ほど，金木委員からも学校教育との連携のお話が出ていましたが，社会教育関係団体の登録をしなくても，社会教育関係団体としてどのような活動をされているか，社会教育関係団体の在り方について考えていくことも，私たち社会教育委員の役割だと思います。

<西田委員>

既得権を与えてしまうと，その部分が問題となってしまいますが，コミスクで社会教育関係団体の登録をしているので，コミスクの中の加盟団体であれば，個々に社会教育関係団体の登録をする必要はないと思います。

<事務局：北條>

コミスクが社会教育関係団体の登録をしているので，基本的にはコミスクの加盟団体については，社会教育関係団体の登録はしていませんが，中には登録をしている団体もあります。スポーツであれば，〇〇協会という傘下にあるスポーツ団体も申請を出してきています。現在の要領では，それを制限することはできませんので，そういった団体を整理していくというのも1つの案だと思います。

<中村委員>

申請をしていない団体も支援ができるような制度の改正をしたいと思います。

今年一年MAPを作った成果はあると思いますが，年間を通じて社会教育関係団体の登録を認めるか認めないかの議論ばかりしています。せっかく，社会教育に関わる者が集まっているので，社会教育全般に関して議題をあげていって，諮問機関として意見を出せるようにしていくのはどうでしょうか。例えば，来年度からはじまる放課後子どもプランの教室であると，どの社会教育関係団体を活用するかといったプラスの面で話ができれば私も意見を言いやすかったです。学校教育と社会教育の融合ということで，会議に参加させてもらっているので，会議の議題は生涯学習課が考えていると思いますが，社会教育委員からも議題をあげさせてもらえるように変更していくのもよいと思います。

<守上委員>

私たちがどうにかしようと思ったら，実際に提案できるものでしょうか。

<事務局：長岡>

はい，できます。

<事務局：中村>

先ほどから，基準についてお話が出ていますが，来年度は一斉更新を6月に控えています。それまでに社会教育関係団体にも周知が必要だと思います。来年度に向けてスケジュールの整理だけお願いできますでしょうか。

<西田委員>

中村委員がおっしゃったように，学校との連携も含めて，社会教育関係団体の登録が何の目的からというところから団体の整理をしていかないといけないので，議論していくのにとっても時間がかかると思います。

<海士副議長>

2月に開催される社会教育関係団体の研修は，現在，登録されている団体を対象にしていると思うので，研修に参加される方は次回の更新も考えている団体だと思います。せっかく集まるので，機会あるごとに社会教育関係団体の基本的なことをお伝えしてほしいと思います。

<野村委員>

せっかくこれだけの時間を割いて，話をしてきたので，一度だけでも西田委員がおっしゃる「黒やグレーの団体」を具体的に出してもらって，その団体を軸に基準を変えることによって，検討していくのはどうでしょうか。

<守上委員>

答申を出して基準を決めるのはどこになりますか。

<事務局：北條>

要綱のレベルであれば，社会教育委員の会議でいただいた意見を生涯学習課で形にして決裁を上げます。規則になると教育委員会に上げさせていただきます。

<西田委員>

今まで基準にこだわっていましたが，現場としても不満はたくさんありますが，登録については事務局にお任せし，この会では議論しないといけない問題について話し合い，社会教育関係団体の活用を考えて実態として仕分をしていったらよいと思います。

時代とともに，どんどん社会教育の比重は大きくなっていて，学校と連携していかな

いと学校だけでは解決しないこともあります。スポーツの分野でも中学校の部活動の問題があるので、社会教育委員の会が機能して、ネットワークになるのが理想だと思います。

<事務局：北條>

皆さんの意見を聞いていますと、次年度の社会教育委員のメンバー構成は多少変わってしまうと思うのですが、安東議長のたたき台に皆さんの意見を反映させて、来年度の1回目の会議で提案させていただき、「今期何をするのか」を決めさせていただくということによろしいでしょうか。

<安東議長>

海士副議長と話し合っ具体的資料を提出させていただきますので、それに基づき議論していただければと思います。

時間も過ぎていきますので、事務局から研修の案内をお願いします。

<事務局：宇田>

2つの研修会のご案内をさせていただきます。

まず、1つめの研修ですが、平成26年度阪神北地区社会教育委員協議会第2回研修会のご案内です。別紙のとおり、2月16日（月）に川西市で「阪神北地区社会教育委員協議会第2回研修会」が開催されます。出席をご希望される方は、1月30日（金）までに宇田まで連絡をお願いします。

2つめの研修ですが、2月26日（木）に午前・午後に別れて市民センターで社会教育関係団体への研修会を予定しております。今回の研修会では、障害福祉課の職員や障害者団体の方をお招きし、「今、私たちがしたい活動」についてお話をしてもらったあとに、社会教育関係団体の地域での役割を考え、団体同士の交流を深めてもらおうと思っています。社会教育委員の皆さまもご都合よろしければ、研修会の様子をみていただきたいと思いますので、出席が可能な方は、2月12日（木）までに宇田まで連絡をお願いします。

<安東議長>

以上で議題は終了しました。他になにかございますでしょうか。

<事務局：長岡>

今年度の社会教育委員の会議につきましては、本日で最終回となります。

また、皆さまの任期も3月末までとなっております。貴重な、また忌憚のないご意見

をいただきまして、ありがとうございました。

社会教育委員の来年度の委嘱につきましては、各団体に推薦を依頼させていただいたり、個人的にお願いさせていただくこともあると思いますので、よろしくお願いいたします。

社会教育関係団体の登録について終始したというご意見もありましたが、熱心に議論等いただいたり、成果としてMAPを完成させていただいたり、社会教育委員の会議が形骸化していないと感じておりますので、そういう意味でもとてもありがたく思っています。ありがとうございました。

<安東議長>

色々と意見を聞かせていただき、私自身も勉強になりました。2年間ありがとうございました。それでは、本日の会議を終了とさせていただきます。